

告示 第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年12月6日

南箕輪村代表監査委員 加 藤 篤

南箕輪村監査委員 都 志 今 朝 一

- 1 監査年月日 令和6年11月5、6、8、11、14、15日
- 2 監査事項 別紙のとおり
- 3 監査結果 別紙のとおり

6 監第24号

令和 6 年12月 6 日

南箕輪村長 藤城 栄文 様

南箕輪村教育長 清水 閣成 様

南箕輪村議会議長 原 源次 様

南箕輪村代表監査委員 加 藤 篤

南 箕 輪 村 監 査 委 員 都 志 今 朝 一

令和 6 年度定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第 4 項及び南箕輪村監査委員条例第 3 条の規定に基づき定期監査を実施したので、地方自治法第199条第 9 項の規定によりその結果報告を提出します。

I 監査の概要

1 監査の対象

村の財務事務の執行状況及び行政監査に関する基本的事項について、令和6年度の上半期（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）における事務事業の執行状況について監査を実施した。

2 監査の対象とした課等

総務課、危機管理課、地域づくり推進課、財務課、会計室、住民環境課、福祉課、健康医療課、こども課、産業課、農業委員会事務局、観光森林課、建設水道課、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局

3 監査の期間

令和6年11月5、6、8、11、14、15日の6日間

4 監査の内容

財務監査を主に会計経理、事業の経営管理が適正かつ効率的に実施されているか、特に内部統制・経済性が発揮されているかについて、主として下記事項の監査を実施した。なお、あらかじめ監査資料の提出を求め監査した。書類監査のほか事業現場等（別紙）の現状について、実地調査も併せて実施した。

- ① 計画的に予算執行されているか。
- ② 工事の実施事務は適正になされているか。
- ③ 契約・検収事務は適正になされているか。
- ④ 備品の購入事務は適正になされているか。
- ⑤ 工事書類が整理されているか。
- ⑥ 各種団体への負担金、補助金の支出事務は適正になされているか。
- ⑦ 効率的な事務執行がなされているか。

II 監査の結果

指定した重点項目を主に会計・経理さらには内部統制・経済性、特に

- ① 関係法令に準拠して調整されているか。
- ② 財産の管理は適正か。
- ③ 財政運営は健全か。
- ④ 予算の執行にあつては効率かつ適正に処理されているか。

の諸点について検討を行った結果、適正に実施されており、監査した範囲においては、その内容に誤りもないものと認定した。

監査の結果は総体的にみて、各事務事業の執行はそれぞれ適正、かつ効率的に行われており、所期の目的に沿って遂行され概ね良好と認められた。今後も、関係法令、事業要綱等を理解し、細心の注意を払い事務の執行に努められたい。

Ⅲ 監査意見

- (1) 4月の機構改革により、課が再編され半年が経過したが、その後の効果、課題などについて早期に検証され、行政サービスがより一層向上するよう取り組まれない。
- (2) 例年、工事請負費を中心に繰越事業が多く見受けられる。繰越しに至る理由は様々であると推察されるが、執行率の低い事業については早期発注を心掛けるとともに、安易な理由で繰越しとならないよう取り組まれない。
特に、最近は建設資材の値上がりや人件費の高騰により当初予算では、入札不落となるケースも増加傾向にあると推察されるだけに、早期発注の重要性も増している故である。
また、事業が年度内に終了する見込みが不透明な場合は、予算計上時において債務負担行為を設定する等、適切な予算執行・事業執行を実施されたい。
- (3) 98,615千円を投じる「シンクライアントシステム更新業務」は随意契約であるが、地域づくり推進課では契約計画を立案する際に、契約先だけでなく他社へ聞き取りなどで推定構築金額を確認し、見積書の導入機器が市場価格と比較して高額に設定されていないことも確認しており、入札によらない場合でも慎重に計画が立案されていることが確認できた。
今後も同様な姿勢で行政を推進して頂きたい。

令和6年度定期監査現地調査日程

1 実施日 令和6年11月15日（金）

2 日程表

実施時間	事業名	課等
13：30 ～	伊那西部排水路環境整備工事	産業課
14：00 ～	大芝の湯駐車場工事（繰越） 林道施設災害復旧工事（繰越）	観光森林課
15：15 ～	村道10号線舗装修繕工事	建設水道課
15：45 ～	南箕輪中学校管理教室棟トイレ改修工事	教育委員会